

2割負担対象は現在33万5千人だが、今回の案だと約13万～35万人増えます。処が **新たに2割負担の対象になると、最大で月2万2千円負担が増えるため、当面の間負担増の上限を月7千円までとする。**この場合、介護給付費が約80億～210億円削減されるという。

一方、**預貯金や有価証券などが一定額以下なら1割負担に戻す配慮措置案**も示しました。複数の試算があり、預貯金などが単身世帯で500万円以下、夫婦2人世帯で1500万円以下とした場合、約5万～17万人が1割に戻り、約8万～19万人が新たに2割負担になると試算しています。預貯金額は、利用者が自治体に通帳コピーを提出申告し、自治体側で確認する自己申告制とする。自治体が必要に応じて金融機関に照会する。不正があれば、加算金を徴収するとしています。

2割負担の対象拡大は24年度の介護報酬改定に向けた議論の中でも検討されましたが、負担増への反発があり、3度にわたり結論が先送りされています。負担の見直しの背景には、介護費用と保険料の増加があります。介護保険総費用は、制度ができた00年度から約4倍の14.3兆円(25年度予算ベース)に増えた。65歳以上が払う1号保険料の全国平均は6225円(25年度)、40～64歳が払う2号保険料も6202円(25年度見込み額)と、それぞれ約2倍、約3倍に増えました。

一方、**介護現場では人手不足が続く。介護職員の平均賃金は全産業平均と比べ月8.3万円低く、他産業への人材流出につながっている**とされる。処遇改善のため、**公定価格である介護報酬を引き上げると、利用者の負担増や保険料の更なる上昇は避けられない。**

こうした状況を受け、6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針(骨太の方針)」で利用者負担の見直しについて「25年末までに結論が得られるよう検討する」と位置づけました。負担の見直しについては、厚労省の専門家部会で9月から議論が始まった。2割負担の対象見直しのほか、現在は利用者負担がないケアプラン(利用する介護サービスの計画)の有料化についても議題となっています。

11月20日の部会では、**厚労省が2割負担の所得基準を引き下げたうえで、①負担額の上限を設ける ②預貯金が少ない人は1割負担を維持するという考え方を示した。③ケアプランの有料化については、幅広い利用者に負担を求める他、住宅型有料老人ホーム入居者にも負担を求める**といった複数の考え方を示しています。

## **将来的には2号被保険者を30歳以上に拡大する案も**

**介護保険制度は 少子高齢化の影響を受け 介護保険サービス利用者が増え続けるため 破綻寸前**がいられています。高齢者のみによる応能負担にも限界があり、厚労省は介護サービス利用時の自己負担額1割から2割になる層の拡大に向け、**2割負担の所得基準を4段階に変えた場合**の試算を公表しました。